

1. 日本の提訴姿勢

2012年8月10日、李明博・前韓国大統領が竹島（島根県）に上陸し、これに対抗するため日本政府は国際司法裁判所（ICJ）への提訴に踏み切る構えを見せた。従来から、日本政府は竹島問題を ICJ に付託し、その判決によって最終的な解決を得る試みを行ってきた。第1回目は1954年9月であり、口上書により、竹島の領有権問題を ICJ に付託することを韓国に提案したが、同年10月、韓国はこの提案を拒否した。第2回目は、1962年3月の日韓外相会談において日本側から ICJ 付託を提案したが、韓国側はこれも拒否した。このように、ICJ への提訴提案は2回行われたが、あくまでも提訴の「提案」であり、実際に「提訴」するには至っていない。そもそも、竹島に限らず、日本政府は ICJ に提訴をした経験がない。他国から訴えられたことはあるが、それも近年のことである（捕鯨活動の違法性に関して2010年にオーストラリアが日本を相手に提訴し、現在 ICJ に係属中である）。前韓国大統領の竹島上陸を契機に、ようやく ICJ 提訴に至るかと思われたが、2012年末に発足した第二次安倍内閣は未だ提訴を行っていない（2013年11月現在）。ICJ への提訴は何が問題なのであろうか。あるいは提訴に際して考慮すべき点は何であらうか。

2. 管轄権の設定方法

国際裁判の最大の特徴は、管轄権の同意原則である。すなわち、管轄権設定のためには日韓双方の同意を要する。この点が、国内裁判と大きく異なる点である。管轄権同意の表示方法には次のパターンがある。①事前に管轄権の受諾宣言をした国同士であれば、いずれかの一方的提訴によって自動的に管轄権が設定される（ICJ 規程 36 条 2 項に基づく選択条項受諾宣言制度）。②特定の条約の解釈・適用に関する紛争を付託する場合、その条約の裁判付託条項を根拠として、一方的提訴によって ICJ の管轄権を設定することができる（例えば、ジェノサイド条約 9 条に基づいて提訴されたジェノサイド条約適用事件がある）。③紛争発生後に、当事国間で特別に裁判付託条約（「コンプロミ」と呼ばれる）を締結して共同付託すれば、管轄権を設定できる。竹島の場合、もともと①②の選択肢がないため、今回も日本は③の共同提訴を韓国に提案したが（2012年8月21日）、韓国側から拒否されている（2012年8月30日）。そこで残された方法が、④応訴管轄である。管轄権の根拠が無い場合であっても、日本が一方的に提訴し、韓国がこれに応訴意思を示すことにより、管轄権が設定される。この方法は、明文規定上の根拠が無く、ICJ の判例で認められてきたものである。

では、そもそも一方的提訴に対して応訴するような国はあるのだろうか。古い例では、コルフ海峡事件（英国軍艦が触雷し破損した事件）において、英国の提訴に対してアルバニアが応訴した例がある（なお、最終的には共同提訴に変更されている）。近年の例では、コンゴ共和国とジブチの一方的提訴に対して、フランスが応訴している（2002年と2006年。いずれもフランスの国内刑事法の問題に起因する事件である）。それぞれ固有の事情はあるものの、訴えられた国が応訴する例がない訳ではない。ただし、国際法上、応訴する義務は存在しないため、日本の一方的提訴に対して韓国が応訴しなくても法的な問題は一切生じない。もちろん、不誠実・卑怯といった批判は可能だが、応訴の「法的」義務はない。新聞各紙は、応訴を拒否すれば韓国側に「説明責任」があると報じたが、そのような法的義務も存在しない。たとえば、ルワンダの一方的提訴（2007年）に対してフランスは応訴していないが、理由は述べていない。以上のように、日本側が一方的に提訴したところで、最終的には韓国側の同意が得られなければ提訴の意味はない。

3. 提訴の効果

ただし、提訴が無意味というのは、管轄権設定ができないという意味で無意味ということであり、一方的提訴にまったく効果がないわけではない。

①宣伝効果：「提訴」とは請求訴状（application）を裁判所に提出する行為であり、この訴状には「主張の基礎となる事実および理由を簡潔に記載する」（ICJ 規則 38 条）ことになっている。すなわち、提訴を通じて竹島領有の主張を国際社会に宣伝することが可能である。訴状は裁判所公用語（英語又は仏語）で

提出されるため、宣伝効果も高い。さらに、提訴国は都合のよい事件名を選択することができる。「日韓間の島に関する事件」という中立的表現を選択してもよいが、「竹島の違法占領に関する事件」とすることも可能である（ただし、表現が偏り過ぎると裁判所が修正する）。実際に、宣伝目的の提訴は多く見られる。冷戦中の1954、55、59年に、米国は旧ソ連を相手に提訴している。ソ連が応訴しないことは百も承知である。このように僅かでも宣伝効果が認められるのであれば、「すぐにでも（日本も）提訴すべき」ということになりそうであるが、提訴の政治的利用を防ぐために、現在ではICJが規制を設けている。すなわち、応訴管轄に依拠した提訴の場合、訴えられた国（韓国）が同意するまでは「総件名簿に記載してはならず、手続上いかなる措置もとってはならない」（規則38条5項）。つまり、日本が提訴したとしても、ICJの総件名簿に記載されず（従って、事件が付託されたことが一般には分からない）、訴状も公開されない（韓国にだけ送付される）。従って、提訴による宣伝効果はさほど期待できない。

②好転例：一方的提訴によって事態が好転する例がある。有名なガブチコヴォ・ナジュマロス事件（ダニューブ川のダム建設と水位低下を巡る事件）では、管轄権の基礎となる条約がなかったため、ハンガリーがスロヴァキアの応訴を期待して一方的に提訴したところ（1992年）、これが奏功し、両国は改めて合意付託書を締結して共同提訴を行った（1993年）。先の分類で言えば、④から③に移行した例であり、提訴で相手国を本気にさせるのに成功した例と言えよう。国家にとっては、一方的提訴への応訴で「被告」となって出廷するよりは、原告・被告の区別がない共同提訴の方が見栄えがよいと考えられる。日本の提訴によって、その後の訴訟展開が変わる可能性も否定できない。

③国内世論の喚起：竹島に関しては、そもそも韓国側の応訴は考えにくい。事実上の支配の現状や敗訴時の世論の反発を考えれば、応訴は危険過ぎるからである。ただし、日本の提訴を契機として、「なぜ国際裁判で堂々と争って決着を付けないのだ」という意見が韓国内で出ると考えられる。むしろ韓国側が嫌がるのは、日本の提訴によって国内世論が刺激されることである。

4. 提訴に際しての考慮事項

提訴に関しては、その他にも考慮しておくべき事項がある。提訴にはデメリットや見通しが悪い部分も多いからである。①訴状において請求内容や根拠事実を示すことになるため、訴訟戦術の手の内を（部分的にであれ）晒すことになる。韓国側は、仮に応訴する場合であっても、時間をかけて訴訟戦術を練ることができる。また、応訴のタイミングをうかがうことも可能である。日本も提訴のタイミングは慎重に選ぶべきであろう。②竹島での提訴が他の問題に影響することが懸念される。まず、韓国（竹島）だけでなく、状況が似ているロシア（北方領土）も訴えるべきだ、という国内世論が出てくるであろう。また、想定しにくいものの、仮に尖閣問題に関して中国に提訴された場合、攻守が逆転する。とくに、ICJの訴訟手続に入った場合、判例は「紛争」概念を極めて広く解しているため、竹島が「紛争」であるのに尖閣が「紛争」でないという主張を日本が展開したとしても、ICJがこれを容認するのは困難である。③竹島提訴を契機として、日韓関係全体が悪化することが懸念される。確かに竹島問題は日韓関係における大きな楔ではあるが、安全保障（対北朝鮮、中国）、経済（FTA、金融）、歴史認識（慰安婦、靖国、侵略）と、日韓間の協力が求められる分野は多い。④仮に竹島訴訟が成功しても、日韓間の裁判利用が最後になる恐れがある。たとえば、ニカラグアがコロンビアを一方的提訴した海洋境界紛争では、被告コロンビアはICJの判決（2012年11月19日）を不服としてボゴタ条約（管轄権の基礎）からの脱退を宣言した。コロンビアは、領土問題の解決の場としてICJは適切ではないと主張しており、条約脱退によって二度とICJに提訴されないようにした訳である。

このように、国際裁判は国際紛争の平和的解決における有力な手段ではあるが、領土紛争を裁判で解決するのは様々なリスクと背中合わせである。特に重要な点は、「竹島」だけを抜き出してICJで決着を付けることが難しいという点である。国際裁判の魅力は、国家間の諸問題の一部分（竹島）を抜き出して、白黒を付ける点にある。歴史的にも領土訴訟の例は極めて多い。他方で、紛争を綺麗に切り取ることができるか否かが最大の課題となる。そもそも、韓国側は竹島を領土問題（法的紛争）ではなく歴史問題（植民地支配の象徴）と位置づけており、裁判で云々する問題とは考えていない。さらに、慰安婦問題に関して、韓国外交部が日韓請求権協定第3条に基づく紛争解決手続をとっていない不作為は違憲であるという決定を韓国憲法裁判所が下しており（2011年8月30日）、目下これが至上課題である。「竹島」を刺激して「慰

安婦」を解決しようというのが李大統領の目論見であった。そのため、「竹島」だけを抜き出して裁判で解決しようという日本の提案は、韓国にとってメリットがない。

5. 提訴後の考慮事項

仮に竹島だけ切り離して訴訟ができたとしても、その後の訴訟経緯についても注意しておく必要がある。提訴した後も、書面審理、口頭弁論、判決言渡し、判決履行と課題が多いからである。①日本の勝訴が広く信じられているが、敗訴の可能性がゼロではない。韓国が秘策（領有権の証拠となる資料）を持っている場合、形勢逆転の危険がある。②敗訴したとしても上訴がない（ICJ 規程 60 条）。ICJ では不服申立はほとんど認められておらず、裁判は一審で終結する。唯一の例外は再審手続であるが（ICJ 規程 61 条）、要件が厳しく、再審が認められた例はない。③いずれの国が勝訴しても、敗訴側が国内世論を説得するのは困難であろう。竹島の日本への帰属が認められた場合、韓国が判決を履行するのは容易ではない。④ICJ 判決の強制執行制度はあるが、国連の安全保障理事会が担当しており、確実ではない。ちなみに ICJ 判決に関して安保理が強制執行を行ったという先例はない（これは ICJ 判決が誠実に履行されていることに起因する）。⑤ICJ 判決によって一旦紛争が解決したように見えても、その後、紛争が再燃することもある。タイとカンボジアの国境にある寺院（プレアビヘア寺院）の領有権紛争の場合、1962年にカンボジア勝訴の判決が下されたが、半世紀後の2011年に両国間で軍事衝突が勃発した。そこで、改めて ICJ に事件が付託され（判決解釈手続）、2013年に再度カンボジアの領有権が確認されている。竹島に関して、ICJ の判決が1つ出ただけでは、根本的な解決に至らない恐れがある。

以上のように、国際裁判手続の観点から見た場合、竹島提訴は難点も多く、提訴だけで何らかのメリットを見出すのは困難である。実際に、日韓両国における新政権の誕生以降、日韓両政府は竹島問題の鎮静化を図っており、日本は提訴の好機を逃していると言えよう。

（玉田大：2014年1月）